

新旧対照表

新	旧
<p>平成 29 年度高知県地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金交付要綱</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第 2 条 県は、病院・診療所間の切れ目のない医療情報連携を可能とするための医療機関相互のネットワークを構築するため、高知県医療情報通信技術連絡協議会（以下「補助事業者」という。）が行う地域医療情報ネットワークシステムの整備のための以下の事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 補助事業者に設置する運営事務局の設置及び運営事業</p> <p>(2) 関係機関によりシステムの基本内容等について協議する協議会及びその部会の運営事業</p> <p><u>(3) 採用システムの評価及び検討に係る事業</u></p> <p>第 3 条～第 11 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、平成 30 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 7 条第 6 号から第 9 号まで、第 8 条第 3 項及び第 11 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、平成 30 年 1 月 26 日から施行する。</u></p>	<p>平成 29 年度高知県地域医療情報ネットワークシステム構築事業費補助金交付要綱</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第 2 条 県は、病院・診療所間の切れ目のない医療情報連携を可能とするための医療機関相互のネットワークを構築するため、高知県医療情報通信技術連絡協議会（以下「補助事業者」という。）が行う地域医療情報ネットワークシステムの整備のための以下の事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 補助事業者に設置する運営事務局の設置及び運営事業</p> <p>(2) 関係機関によりシステムの基本内容等について協議する協議会及びその部会の運営事業</p> <p>第 3 条～第 11 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、平成 30 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 7 条第 6 号から第 9 号まで、第 8 条第 3 項及び第 11 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>